

令和4年10月3日

手形交換所の業務終了に伴うお知らせ

金融機関間の手形・小切手の交換方法が電子化されることに伴い、手形交換所の業務が終了となりますので、「個人情報保護法等に基づく公表事項等」の4-(5)「手形交換所等との共同利用」に関して、以下のとおりお知らせいたします。

- 各地手形交換所は、2022年11月2日（水）をもって交換業務を終了します。上記に伴い、不渡情報の共同利用を終了します。
- 共同利用終了以降、各地手形交換所および各地銀行協会は、不渡情報の共同利用により取得した各地手形交換所の不渡情報を削除いたしますので、その削除後、当該情報について開示請求等を行われた場合、一律「該当情報はありません」とのご回答となりますのでご承知置きください。
- なお、2022年11月4日（金）以降の手形業務については、全国銀行協会が運営する電子交換所に引き継がれます BUT、各地手形交換所の不渡情報は電子交換所へ引き継がれません。

以上